

議決権行使レポート

証券コード 9110

会社名 NS ユナイテッド海運株式会社

	賛成	反対	棄権
第1号議案 剰余金処分の件	○		
第2号議案 取締役9名選任の件			
山中 一馬 氏	○		
宮本 教子 氏	○		
宮井 成彦 氏	○		
藤田 透 氏	○		
北里 真一 氏	○		
谷水 一雄 氏	○		
大西 節 氏	○		
井上 龍子 氏	○		
吉田 正子 氏	○		
第3号議案 監査役2名選任の件			
安藤 雅則 氏	○		
小林 二郎 氏	○		

上記の推奨をした理由

- ・第1号議案 剰余金処分の件

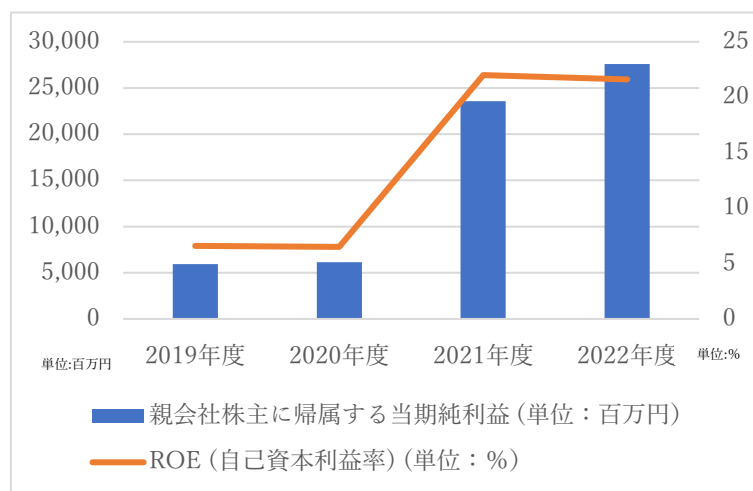


図1

NS ユナイテッド海運株式会社（以下、NS ユナイテッド海運）は2021年度に続いて親会社株主に帰属する当期純利益は増加傾向にあり、それを反映するように1株当たり配当

金も増加させているため、この議案については賛成である。また配当性向は30%を上回っており、NS ユナイテッド海運の中期経営計画の株主還元に関する目標と議決権行使助言会社であるISSの『2023年版 日本向け議決権行使助言基準』で示されている、賛成を投じる基準（配当性向が15%から100%）の両方を満たしていることも賛成の理由である。

(参考) NS ユナイテッド海運の配当性向の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
配当性向 (単位: %)	31.7	30.75	28.48	31.16

・第2号議案 取締役9名選任の件

・山中 一馬 氏 (再任)

日本製鉄株式会社において要職を歴任しており、長年にわたって蓄積させてきた豊富な経験や知識を生かせることが期待される。また社外取締役から社内取締役となることで一層の活躍が見込まれる。以上の理由から賛成である。

・宮本 教子 氏 (新任)

世界でも有数の海運会社である日本郵船株式会社で営業部門・海外駐在・IR・広報業務などを務め、同社経営委員として経営に関与して常務執行を行った。2019年からは同社で監査役を務めており、海運業界での今までの経験を生かしてNS ユナイテッド海運のさらなる発展に貢献することができるように思われる。以上の理由から賛成である。

・宮井 成彦 氏 / 藤田 透 氏 / 北里 真一 氏 (再任)

3名とも入社以来、営業・経理関連業務などの要職を歴任しており、社内の内部事情を考慮し、その経歴を通じた豊富な知識や経験を生かせることが期待できる。以上の理由から賛成である。

・谷水 一雄 氏 (再任)

豊富な知識と経験を持ち合わせていて2018年にNS ユナイテッド海運の代表取締役に就任して以来、強力なリーダーシップを発揮し、経営を牽引してきている。図1からもわかる通り同社の利益率は大幅に改善しており、今後も代表取締役としての活躍が見込まれる。以上の理由から賛成である。

・大西 節 氏 (再任・社外・独立)

株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて経営参画を含む豊富な経験を積んでおり、2017年から社外取締役を務め続けていることから今後も活躍を期待することができる。また社外取締役としての取締役会出席状況(15/15回)に問題はない。以上の理由から賛成である。

・井上 龍子 氏 (新任・社外・独立)

社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与したことはないが、農林水産

省での長年の経歴および弁護士としての経験を生かして企業のガバナンスに精通した立場から助言を行えることが期待できる。また NS ユナイテッド海運に関連する会社に在任したことがないため、強い独立性の確保が見込まれる。以上の理由から賛成である。

・吉田 正子 氏（新任・社外・独立）

東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）に入社以来、同社における経営参画を含む豊富な経験を有しており、海運に関する経営知識を生かすことができるように思われる。また取締役女性を採用し、女性のリーダーを育成していく必要があるという点でも同氏の選任はふさわしい。以上の理由から賛成である。

・第3号議案 監査役2名選任の件

・安藤 雅則 氏（再任・社外）

新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）に入社以来、豊富な経験と幅広い知識を蓄積させており、他者の監査役も務めた経歴もあることから、引き続き NS ユナイテッド海運の社外監査役としての活躍が期待できる。また同社と同氏の間には特別な利害関係は存在しない。以上の理由から賛成である。

・小林 二郎 氏（新任・社外）

新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）に入社以来、要職を歴任して豊富な経験・知識を有しているとともに、過去には他社において監査役を務めた経歴があることから NS ユナイテッド海運において今後、良質な監査業務を行うことが期待できる。また同氏と同社の間には特別な利害関係はなく、独立性は確保できているように思われる。以上の理由から賛成である。

以上